

Q 変形期間中に入退職した場合の労働時間・割増賃金は

A

労働した期間が対象期間より短い労働者は、労働させた期間を平均して1週間あたり40時間を超えた時間について、割増賃金支払による賃金の清算が必要となります。

具体的には、変形期間の実労働時間から、法37条に基づいて割増賃金を支払った時間と、 $40 \times \text{実労働期間の歴日数} \div 7$ を減じて得た時間について、割増賃金支払が必要となります。この清算は、退職者等の場合は退職等の時点で、途中に入った者は対象期間終了時点で行う必要があります。